

令和6年第11回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年11月1日（金）午後2時00分から午後3時10分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 好則、奥村 松市、三宅 静喜
欠席委員	田中きょうこ、鈴木 泰示、酒向 崇好
事務局	局長 小池 祐功、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之
議案	第54号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第55号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第56号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第57号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第58号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和6年第11回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14番田中きょうこ委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、5番鈴木泰示委員と、8番酒向崇好委員から欠席届が提出されておりますので、7名です。 これより令和6年第11回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、9番奥村武司委員、10番伊藤卓委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第54号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局	日程第 2、議案第 54 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。 今月の申請は、売買による所有権移転 1 件です。 受付番号 1 番は、久々利の方と久々利の方との間における売買による所有権移転です。 久々利地内において、譲受人は、自宅近隣にある申請地を取得して、経営の効率化を図るとのことです。 詳細については、資料のとおりです。 本案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。
議長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号 1 番、久々利お願いします。
竹谷委員	農業委員 11 番の竹谷から現地確認の報告をします。 受付番号 1 番は、久々利大萱地内にあります農地です。譲受人は隣接地の農地で野菜を作っておられ、耕作年数、耕作機械など資料のとおりであり、譲受人が今後も農地として耕作されますので、問題ないと思います。
議長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	【意見・質問なし】
議長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 54 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	異議ないものと認め、議案第 54 号は、原案のとおり許可することに決しました。
議長	続きまして、日程第 3、議案第 55 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	日程第 3、議案第 55 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。 今月の申請は、5 件です。 受付番号 1 番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、川合地内で、隣接地を一体利用して共同住宅の駐車場を整備するとのことことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことことです。 既存のアパート駐車場を、分譲住宅地として売却することになったため、代わりに本申請地をアパートの駐車場用地として転用するとのことことです。 受付番号 2 番は、下恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、下恵土地内で、貸駐車場敷地にするとのことことです。 立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和4年5月頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を埋立てし、駐車場敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号3番は、瀬田の方が農地転用の許可を求めるもので、瀬田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅への進入路敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、石積みを設置するとのことです。

昭和52年5月頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を自宅への進入路敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号4番は、平貝戸の方が農地転用の許可を求めるもので、平貝戸地内で、隣接地を一体利用して太陽光発電施設の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、フェンスを設置するとのことです。

昭和38年頃から、農地法の許可を得ず、倉庫敷地として使用していましたが解体し、その後平成27年頃からは、太陽光発電施設として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号5番は、兼山の方が農地転用の許可を求めるもので、兼山地内で、個人用の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

大澤委員

受付番号1番、川合お願いします。

農業委員2番の大澤から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、川合梅白にある農地で、南側の現在アパートの駐車場として利用している土地を売ることになり、駐車場が不足するため、道路に面した部分を現在の駐車場と一体利用して、アパート住人用の駐車場として整備される申請です。隣接地に農地はありませんし、土地改良区の同意もあり、駐車場として利用されるため、雨水は自然浸透で、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号2番、下恵土お願いします。

中村委員

農業委員3番の中村から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、下恵土の可児駅の北、ふるさと川公園の西にある農地で、可児駅を利

		用する方への貸駐車場 8 台分に転用する申請です。西側に農地がありますが承諾が得られており、既に転用されているため始末書が提出されています。被害防除として周囲には、コンクリートブロックを設置し、雨水は、自然浸透で、転用されても、問題ないと思います。
議 長	玉 田 委 員	受付番号 3 番、瀬田お願いします。 農業委員 12 番の玉田から現地確認の報告をします。 受付番号 3 番は、瀬田小豆田にある農地で、既に自宅への進入路として利用されており始末書が提出されている案件です。現状のままの使用で、雨水は自然浸透と道路側溝への排水となります。周囲は自己所有地で、転用されても、問題ないと思います。
議 長	玉 田 委 員	受付番号 4 番、平貝戸お願いします。 農業委員 12 番の玉田から現地確認の報告をします。 受付番号 4 番は、平貝戸明智駅の西、名鉄広見線沿いにある農地で、既に太陽光発電施設が設置されているため、始末書が提出されている案件です。始末書によりますと昭和 38 年頃から倉庫敷地として利用していましたが、その後取り壊し、平成 27 年頃から太陽光発電パネルを設置して太陽光発電施設として利用されています。発電パネル施設は、フェンスを設置して囲っており、敷地については、砂利敷で、雨水排水は地下浸透で処理されています。周囲に農地は無く、転用されても、問題ないと思います。
議 長	三 宅 委 員	受付番号 5 番、兼山お願いします。 推進委員 9 番の三宅から現地確認の報告をします。 受付番号 5 番は、兼山にある農地を自己用の駐車場に整備するための転用申請です。現在自宅には 4 台分の駐車場がありますが、3 人の孫が今後免許を取得し、車を保有すると駐車場が不足するため、自宅からは 150m ほど離れていますが、駐車場として整備されます。周囲には、擁壁を設置して被害防除され、雨水は、敷地内に側溝を敷設し、隣接農地の排水路と兼用して、道路側溝へ排水する計画です。転用されても、問題ないと思います。
議 長		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		【意見・質問なし】
議 長		ご意見もないようですのでお諮りいたします。 議案第 55 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 員		【異議なしの声多数】
議 長		異議ないものと認め、議案第 55 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議 長		続きまして、日程第 4、議案第 56 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局		日程第 4、議案第 56 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 11 件、使用貸借権の設定 2 件、賃貸借権の設定 1 件の合計 14 件です。

受付番号 1 番は、川合の方と今渡の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 2 番は、今渡の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して、分譲住宅 2 棟を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 3 番は、下恵土の方外 1 名と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号 4 番は、下恵土の方と土田の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 5 番は、土田の方外 3 名と各務原市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、建築条件付きで、10 区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、L 型擁壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

受付番号 6 番は、塩の方と美濃加茂市の方外 1 名が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、妻の父の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建

築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、今の方外11名と桜ヶ丘の方が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今地内で、隣接地を一体利用して、貸駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

申請地について、県道からの乗り入れが計画されています。県道からの乗り入れについて、県との協議が未了であるため、転用許可日は、県との協議後となります。

受付番号8番は、大森の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、大森地内で、隣接地を一体利用して、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

昭和47年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号9番は、二野の方外1名と大阪府堺市の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、二野地内で、従業員用駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号10番は、久々利の方と羽崎の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、久々利地内で、庭木の仮植用地に整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

受付番号11番は、長野県佐久市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農

地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、隣接地を一体利用して、建築条件付きで3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号12番は、御嵩町の方と平貝戸の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で、隣接地を一体利用して、貸倉庫の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

昭和63年頃より、農地法の許可を得ず、当該農地を資材用倉庫敷地として利用していたため、始末書が提出されています。

受付番号13番は、御嵩町の方と美濃加茂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で、建築条件付きで、6区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置するとのことです。

都市計画法による開発協議が必要な案件で、申請済みです。

令和6年3月1日付で農振除外されています。

受付番号14番は、愛知県安城市の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、自動車販売業の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

平成26年12月22日付で農振除外されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、2番、川合お願いします。

大 澤 委 員

農業委員2番の大澤が受付番号1番、2番の案件について報告します。

受付番号1番は、川合東野にあります農地で、子が父の土地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。南と西は道路、北は宅地、東は父の土地で

すが被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。土地改良区の同意もあり、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号2番は、川合梅白にある農地で、4条受付番号1番の隣接地で、現在アパートの駐車場としている一体利用と今回の申請地で2棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。土地改良区の同意、排水同意もあり、周囲への被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は敷地内に側溝を敷設し、道路側溝へ排水する計画です。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長
江口委員

受付番号3番、4番、下恵土お願いします。

推進委員1番の江口が受付番号3番、4番の案件について報告します。

受付番号3番は、下恵土徳野地内の農地で、1区画に宅地分譲するための転用申請です。隣接者への説明も済み、北と東には境界内側に排水路としてU型側溝を敷設され、周囲への被害防除としてコンクリート擁壁を設置されます。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号4番は、下恵土北林泉、今渡南小学校西の住宅開発地の一角に残った農地を1区画に宅地分譲するための転用申請です。周囲に農地はありませんが、被害防除としてコンクリートブロック擁壁を設置されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長
奥田委員

受付番号5番、土田お願いします。

農業委員4番の奥田が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、土田大道の大型花き販売店とどうのう病院の中間にある土地改良エリア内の農地を、建築条件付き宅地分譲で10区画に転用する申請です。土地改良管理組合の同意、排水同意もあり、周囲にはコンクリート擁壁を設置して被害防除されます。雨水は、申請地内に新設側溝を敷設され、南側の道路側溝へ排水されます。上水道は整備されていますが、下水道が接続できないため、個別に合併浄化槽を設置して、雨水と同様に申請地内に新設する側溝へ排水し、南側の道路側溝へ排水されます。開発協議が必要な案件で、他法令の協議が整えば、転用されても、問題ないと思います。

議長
山本(富)委員

受付番号6番、塩お願いします。

農業委員6番の山本が受付番号6番の案件について報告します。

受付番号6番は、塩地内、春里小学校北の住宅が点在する地区の農地で、父の所有地に子夫婦が使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置して被害防除されます。雨水は、道路側溝へ排水され、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長
近藤委員

受付番号7番、今お願いします。

農業委員8番の近藤が受付番号7番の案件について報告します。

受付番号7番は、今集落への入り口、県道多治見善師野線今交差点に接する場所にある畑で、一体利用地を含め、約2,600㎡で貸駐車場を整備するための転用申請です。今回、譲受人個人が購入し、役員を務める会社へ大型トラックの駐車場として貸すとのことです。乗り入れについて、県道からを計画されており、可茂土木事務所と協議、承認が必要

		と聞いており、雨水排水先となる市道の側溝敷設についても、市と協議、承認が必要と聞いています。事務所は無く、大型トラック、トレーラーを駐車されるため、碎石敷となり、雨水は自然浸透と市道側溝への排水となります。駐車場として利用されますので上下水道の利用はありません。県道からの乗り入れが承認されれば、転用されても、問題ないと思います。
議 長	伊 藤 委 員	受付番号 8 番、大森お願いします。 農業委員 10 番の伊藤が受付番号 8 番の案件について報告します。 受付番号 8 番は、大森中組にある、宅地に隣接する農地を一体利用して、3 棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。周囲に農地はありませんがブロック擁壁を設置して被害防除されます。中央に位置指定道路を作られ、雨水排水は側溝への排水、上下水道も整備され、転用されても、問題ないと思います。
議 長	鈴木（好） 委 員	受付番号 9 番、二野お願いします。 推進委員 6 番の鈴木が受付番号 9 番の案件について報告します。 受付番号 9 番は、二野の工業団地に隣接する農地を、近隣の金属加工会社の従業員駐車場として利用するための転用申請です。 周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は自然浸透と市道道路側溝への排水、駐車場として利用のため上下水道の利用はありません。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。
議 長	竹 谷 委 員	受付番号 10 番、久々利お願いします。 農業委員 11 番の竹谷が受付番号 10 番の案件について報告します。 受付番号 10 番は、久々利大萱地区のある、7 月にも審議、許可した案件の近隣にある農地です。同じ事業者が購入して植木の仮置き場として利用するとのことで、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。
議 長	玉 田 委 員	受付番号 11 番、瀬田お願いします。 農業委員 12 番の玉田が受付番号 11 番の案件について報告します。 受付番号 11 番は、瀬田 3 号の集落の中にある農地で隣接地と一体利用して建築条件付きで 3 区画に宅地分譲するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、周囲は被害防除策としてコンクリートブロックを設置され、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
議 長	玉 田 委 員	受付番号 12 番、13 番、平貝戸お願いします。 農業委員 12 番の玉田が受付番号 12 番、13 番の案件について報告します。 受付番号 12 番は、平貝戸明智駅の西、名鉄広見線沿いにある農地で、既に資材倉庫として利用されているため、始末書が提出されている案件です。始末書によりますと昭和 63 年頃から資材倉庫として利用されており、今回、個人で購入し、役員をしている会社へ貸すものです。現状のままで使用となりますので、転用されても、問題ないと思います。 受付番号 13 番は、平貝戸の JA 自動車整備工場北の農振農用地を除外した農地を建築条件付きで 6 区画に宅地分譲するための転用申請です。隣接者への説明も済み、土地改良管理組合の同意、雨水の排水同意もあり、上下水道とも整備されており、農業用排水への影響もありませんので、転用されても、問題ないと思います。

議 長	受付番号 14 番、広見をお願いします。
奥村（保）委員	農業委員 13 番の奥村が受付番号 14 番の案件について報告します。 受付番号 14 番は、広見の外車販売会社の東にあり、平成 26 年 12 月に農振除外された農地で、譲受人が修理や販売のための車を保管駐車するための転用申請です。隣接所有者への説明も済み、土地改良管理組合の同意、排水同意も得てあります。西側農地への被害防除としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は自然浸透と雨水枡を設け排水路への排水となります。上下水道の利用は無く、転用されても、問題ないと思います。
議 長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
奥村（保）委員	受付番号 14 番の案件について、東側道路東に土地改良排水路がありますが、法面に張りコンクリートの施工をしてほしい。
事 務 局	広見西部土地改良管理組合の意見書に防草対策として張りコンクリートを施工してください。と意見がついているので、張りコンクリートを施工されると思います。
議 長	他に何かご意見、ご質問はございませんか。
大 澤 委 員	受付番号 10 番の案件について、植木仮植用地は農地のままではダメなのですか。
事 務 局	7 月にも同様案件として審議、許可していますが、譲受人が法人であり、農地を所有できないので、5 条申請、許可として取り扱います。
議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
議 長	受付番号 7 番の案件について、今回初めての審議する案件場所ですか。以前にも審議した覚えがあるがどうですか。
事 務 局	以前にも審議いただいた場所の案件となります。以前の申請は、書類が整わなかったため、申請取下げとなり、新たな事業者が、規模を縮小して申請された案件となります。
議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
中 村 委 員	受付番号 5 番の案件について、開発協議が必要な案件で協議は進んでいると思うが、合併浄化槽を設置するとなっているが、下水道のエリア外は基本、合併浄化槽を設置する事となるのか。
事 務 局	今回の申請案件の場所は、南側市道の住宅が建築されている所までは下水道管が敷設されていますが、口径が小さく、10 戸分を受けることが出来ない状況です。また、北側県道にも下水道管が敷設されていますが、圧送管であるため接続できない状況です。よって今回の申請場所は、担当課と協議して合併浄化槽を設置する事となりました。
議 長	他にご意見、ご質問はございませんか。
委 員	【意見・質疑なし】
議 長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 56 号について、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第 56 号は、許可相当として、市に進達することに決しました。
議 長	続きまして、日程第 5、議案第 57 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について

		を議題といたします。
		それでは、事務局に説明を求めます。
事	務	局
		日程第 5、議案第 57 号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。
		今月の申請は、2 件です。
		受付番号 1 番は、美濃加茂市の方が所有する下切地内の畑です。
		該当農地は、昭和 19 年頃までは、耕作を行っていましたが、昭和 20 年頃から、耕作しなくなり、徐々に山林化し、現在に至るとのことです。
		受付番号 2 番は、愛媛県四国中央市の方外 2 名が所有する広見地内の畑です。
		該当農地は、昭和 60 年頃までは、耕作を行っていたが、昭和 63 年末の相続以降、耕作しなくなったことから、山林原野化が進み、現在に至るとのことです。
議	長	只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
		受付番号 1 番、下切お願いします。
近	藤	委 員
		農業委員 8 番の近藤が受付番号 1 番の案件について報告します。
		受付番号 1 番は、下切地内、旧 248 号線と大森台の団地入り口交差点付近にあり、現場の確認が難しい状況にある山林化した場所でした。以上の状況から、非農地として問題ないと思います。
議	長	受付番号 2 番、広見お願いします。
奥	村（保）	委 員
		農業委員 13 番の奥村が受付番号 2 番の案件について報告します。
		受付番号 2 番は、広見地内、葬儀場の西、伊川地区と広見区画整理事業が実施された道路に面した場所にある山林原野化した土地でした。事務局からの説明のとおり、耕作しなくなり、山林原野化しているため、非農地として問題ないと思います。
議	長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。
		議案第 57 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 57 は、原案のとおり承認することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 6、議案第 58 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。
		それでは、事務局に説明を求めます。
事	務	局
		日程第 6、議案第 58 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。
		今月の申請は、5 件です。
		受付番号 1 番は、土田の方と土田の方との間での新規の使用貸借権の設定です。
		土田地区内の該当農地について、令和 11 年 11 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。
		受付番号 2 番から 5 番は、同じ法人が借人となりますので 併せて説明します。

議

長

名古屋市天白区の方外 3 名と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。

久々利と渚之上地区内の該当農地について、令和 9 年 11 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。

只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委

員

【意見・質疑なし】

議

長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 58 号について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委

員

【異議なしの声多数】

議

長

異議ないものと認め、議案第 58 号は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議

長

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議

長

続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事

務 局

それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の 10 月指導分について報告します。

別紙資料 1 をご覧ください。(28 箇所)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 10 月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の 10 月届出分です。

届出はありませんでした。

4. 10 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。

6 件の届出がありました。

田 16 筆 18,012.00 m² 畑 11 筆 3,174.72 m² 合計 27 筆 21,186.72 m²

5. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、11 月 28 日の木曜日を予定しています。

令和 6 年第 12 回農業委員会総会は、令和 6 年 12 月 4 日水曜日に午後 2 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。

6. 地域別農業委員・推進委員研修会について説明。

日時 11 月 22 日 金曜日 13 : 30 ~ 16 : 30

場所 美濃市 健康文化交流センター

集合場所、集合時間等説明し、出欠を確認

議

長

これをもちまして、令和6年第11回可児市農業委員会総会を閉会いたします。
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。